

## 1. スーダン到着時の注意事項

### (1) 査証

渡航目的にかかわらず、事前に入国査証を取得する必要がある取得するには、パスポートの残存有効期間が3か月以上必要となります。入国時に空港で取得することはできませんので、日数に余裕を持って駐日スーダン大使館等で取得の上、渡航してください。

### (2) 入国審査

イスラエルへの渡航歴が判明した場合は、入国を拒否されることがあります。ただし、2020年に両国の国交正常化が発表されたことから、今後見直しの可能性があります。

### (3) 通関

通常の旅行必需品であれば問題ありませんが、新品の電化製品等を大量に持ち込むと商業目的とみなされ、没収される可能性があります。煙草は3カートン、葉巻は3箱まで持ち込めます。酒類、麻薬、銃砲刀剣類、武器、ポルノ雑誌の持込みは禁止されています。

### (4) ハルツーム市内への交通機関

流しのタクシーや配車アプリを利用することができます。

### (5) その他

ターンテーブルでは、ポーターと呼ばれる荷物引き取りを手伝う職員たちがいます。引き取りを手伝ってもらった場合には、後にチップを支払う必要があります（1米ドル程度）。

また、空港内には両替所があり、米ドルからスーダンポンドに換金できます。

## 2. スーダン出発時の注意事項

### (1) 出国審査

国外へ持ち出す現金の有無を聞かれる場合があります。スーダンの国内法上、3,000米ドル相当額以上の通貨を国外へ持ち出す場合には、別途申告を行う必要があります。

### (2) その他

スーダンに長期滞在し、一時帰国等のため出国する場合には、スーダン国民と同様に事前に出国ビザ（再入国許可）を取得する必要があります。該当する場合は、入国管理事務所で手続きを行ってください。

## 3. 滞在時の留意事項

#### (1) 外国人登録

スーダンに入国する外国人は、滞在期間を問わず、滞在中に外国人登録をしなければなりません。登録は入国管理局やハルツーム空港、宿泊するホテルによっては手続きを代行してくれるところもあります。登録料とパスポートサイズの写真2葉が必要です。

#### (2) スーダン国内地方旅行

観光目的で入国している場合に限り、原則的に旅行許可証の取得は必要ありません（青ナイル州、南コルドファン州、ダルフル州を訪問する場合を除く）。一方で、知人訪問やビジネス目的である場合は、州間を跨ぐ国内旅行には制限があり、事前に当地外務省に申請の上、旅行許可証を取得する必要があります。通常の写真サイズの写真1葉が必要です。許可証を取得後は何枚かコピーを持っておきましょう。

また、近隣国から陸路にて観光目的でスーダンに入国する場合も、許可証の取得は必要ありませんが、スーダン入国のための査証を必ず事前に取得してください。

### 4. 通貨・為替レート等

現地通貨の単位はスーダンポンド（標記略名：SDG）。

公定レートは1米ドル=約375スーダンポンド（2021年2月現在）。

ハルツームでは市中の銀行やホテルで米ドル、ユーロからスーダンポンドへ通貨交換ができます。基本的に日本円は取り扱っていません。

スーダン国内ではクレジットカードやトラベラーズチェックは使用できず、スーダン国内から国外への銀行送金も原則できません。当地での滞在費は米ドルなどの外貨を現金で持参することになるので、滞在にかかる経費を把握し、事前に所要の現金を用意する必要があります。

※スーダンポンドから外貨への換金は原則不可能であるため、外貨からスーダンポンドへの通貨交換は必要最低限に留めることを推奨します。